

令和4年度答申第4号

令和4年 9月 9日

松戸市教育委員会

教育長 伊 藤 純 一 様

松戸市個人情報保護審議会

会 長 井 川 信 子 印

個人情報の開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

平成31年4月24日付け松教生企第30号をもって諮問のあった個人情報の開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

## 答 申

### 1 審議会の結論

松戸市教育委員会が行った本件処分は、妥当である。

### 2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、平成31年1月31日付けで、松戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）に対し、松戸市個人情報の保護に関する条例（昭和63年松戸市条例第10号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、「私が松戸市教育委員会に口頭、文書又は松戸市のホームページから問い合わせ・意見・苦情等をした件について取得・作成されたもの一切。問い合わせ等自体や、その受付・収受、回答、検討、協議、相談、弁護士や他部局課室等や内部的なものとのものも含む。電磁的記録も含む。ただし平成27年度以降のものに限る。」（以下「本件公文書」という。）について、個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

処分庁は、本件開示請求に対して、平成31年2月14日付けで、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、平成31年2月20日付け審査請求書により、本件処分に対して、本件審査請求をした。

### 3 本件審査請求の趣旨及び理由

本件処分に対する審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件処分を取り消し、請求対象文書をさらに特定した上で、請求した情報の全ての開示を求める。

開示決定の場合も教示文を付すことを求める。

- (2) 原処分では、平成31年2月15日に開示実施を受けた際に、審査請求人が個人情報開示決定通知書の備考欄に「別紙一覧記載の文書が開示対象から除外された旨」の記載を確認したことから、別紙の交付を求めたところ、公印を取り消すため、個人情報開示決定通知書を返すよう情報公開担当室から求められ、情報公開担当室と処分庁の各担当職員とも話し合い、別紙を新た

な個人情報開示決定通知書とともに審査請求人の下に郵送することになった。

しかし、平成31年2月19日に処分庁から郵便により届いたものは、備考欄に何らの記載もない作成年月日も文書番号も同じ個人情報開示決定通知書のみであって、別紙や連絡文や詫状は一切なかった。何らかの情報が事実上、非開示にされたものというべきであり、その情報の性質や名称の他、非開示事由までも附記しない違法な処分である。

処分庁は、実質上、部分開示決定したのであり、さらに、条例第11条の3第2項の規定により準用される松戸市情報公開条例(平成13年松戸市条例第30号)第10条第3項により、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならないことが規定されているにもかかわらず、何が非開示とされたのか、なぜ除外されたのかといった趣旨が一部開示をする理由欄に一切記載されていないことから、同項の要求する義務を回避するためになされたものに他ならないというべきであり、条例第11条の3第2項の規定により準用される松戸市情報公開条例第10条第3項並びに松戸市行政手続条例(平成8年松戸市条例第16号)第8条各項、第14条第1項及び第3項の規定に違反し、理由附記に不備があると言わざるを得ない。

対象個人情報に本件で特定されたもので尽くされているとは、到底考えられない。審査請求人は、他にもいくつかの問い合わせ・意見・苦情等をしている。

全部開示の場合でも、文書の特定について争えることから、当然に行政争訟の教示を付すべきである。実際に、国や独法、千葉県や東京都など他の自治体の全部開示決定の通知書には、教示文が明記されている。行政不服審査請求をする者は、法的知識に乏しい者が多いのであるから、可能な限り教示すべきである。

このような教示を欠いていることから、看過し得ない手続上の瑕疵として当然に原処分を取り消すべきである。

なお、個人情報開示決定通知書には、平成31年2月14日午後4時に個人情報開示がなされたかのように記載されたが、同月15日午後3時頃の誤りである。

#### 4 処分庁の説明要旨

本件処分に対する処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁は、本件開示請求に対し、保有する全ての情報を開示したものである。

審査請求人は、審査請求書の「審査請求の理由」において、本件処分に関する平成31年2月15日から19日までの経緯について、縷々述べているが、これらは本件処分が違法又は不当であることの根拠とはなり得るものではないから、その主張自体が失当である。

なお、平成31年2月15日に審査請求人に交付した個人情報開示決定通知書の備考欄には、当初、「別紙一覧に添付の松戸市情報公開条例に基づいて開示した公文書には、個人情報が記載されていないため、当該情報を個人情報の開示請求の対象から除いている。」の記載はあったが、記載自体が誤りであり、別紙の作成もされていないことから、当該文書を審査請求人から返却してもらい、取り消した上で、平成31年2月19日に備考欄に記載のない個人情報開示決定通知書を送付したものである。

- (2) 審査請求人は、全部開示の場合でも教示を付すべきと主張するが、申請に係る処分につき申請どおりの処分をする場合には、処分の相手方は本来不服がないのであるから、相手方に対して教示を行う必要はない。

以上により、本件処分には違法又は不当な点はなく、取消しの必要はない。

#### 5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

- (1) 条例による規定

##### ア 個人情報について

条例第2条第1号は、「個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるも

の（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）イ 個人識別符号が含まれるもの」と規定する。

イ 市の機関について

同条第5号は、「市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者、病院事業管理者、消防長及び議会をいう。」と規定する。

ウ 公文書について

同条第7号は、「市の機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム若しくは電磁的記録であって、当該市の機関の職員が組織的に用いるものとして、当該市の機関が保有しているものをいう。」と規定する。

エ 個人情報の開示請求について

条例第10条第1項は、「何人も、市の機関に対し、公文書に記録されている個人情報の記録（当該個人のものに限る。）のうち法令の規定により非公開とされているものを除き、その開示を請求することができる。」と規定する。

オ 個人情報の開示の手続等について

条例第11条の3第2項は、「開示の手続等については、松戸市情報公開条例の規定を準用する。」と規定し、松戸市情報公開条例第10条第3項は、「開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、当該各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものとしなければならない。」と規定し、個人情報の全部開示決定の場合は、同項の理由付記の適用外とする。

(2) 本件公文書の特定について

審査請求人は、対象個人情報 が本件で特定されたもので尽くされているとは、到底考えられないこと、他にもいくつかの問合せ、意見、苦情等をしていること、処分庁の担当者が、請求対象を恣意的に絞り込んだ上で、処分したものである旨等を主張している。

審議会において、処分庁における文書の特定、抽出方法や、市のホームページの問合せフォーム等からのメール等により電磁的にされた問い合わせ、意見、苦情等（以下「電磁的苦情等」という。）に係る対応における文書の取扱いについて説明を求めたところ、次のような説明があった。なお、開示決定された文書に含まれない、請求人の個人情報を含む電磁的苦情等の文書の存在を確認することはできなかった。

ア 文書の特定に当たっては、一人ではなく複数職員で確認作業を行い、紙媒体のファイル等に綴られた個人情報の記録のうち、本人が特定できるものを対象として、抽出作業をしている。

イ 電磁的苦情等については、回答等が必要なもの等について選定して印刷した上で対応の処理をしており、対応の処理をしないものについては、特段処理することなくメールボックスに当該電磁的記録を保存しており、メールボックスの容量の不足等に伴い適宜消去している。

処分庁における上記イにおいて、電磁的に受信した文書について、回答等が必要なもののみを印刷して対応していることは、内部規範である松戸市公文書管理規程（平成14年3月29日訓令甲第6号。以下「公文書管理規程」という。）第14条第2項が、受信した電磁的記録は、速やかに用紙に出力するものとしていること等に当てはまっていないようにも思われる。

もっとも、本件審査請求に係る文書の特定としては、上記アの処分庁の説明に特段不自然な点は認められず、本件公文書の特定にあたって例外的な処理がされたような事実も認められないため、文書の特定が恣意的なものであるということとはできない。

上記のとおり、本件処分により開示された他に開示すべき文書の存在を認めることはできず、処分庁による文書の特定について恣意的な点も認められないため、結論として本件処分は妥当である。

### (3) 教示について

全部開示決定は、請求を全部認容する処分であり、一般的には、請求者に不利益は生じないため、教示の必要性を欠くことから、全部開示決定において教示をしないことを違法又は不当ということとはできない。

なお、行政庁が不服申立てをすることができる処分を書面である場合であっても、教示をしないことによって、行政庁の処分や裁決自体が違法になる

とは解されないから（東京地裁昭和51（行ウ）第157号同54年8月21日判決参照）、仮に請求人の主張のように教示が必要であると解するとしても、本件処分の取消事由になるものではない。

## 6 審議会の結論

以上のことから、1 審議会の結論のとおり判断する。

審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

### 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成31年 4月24日	諮問書の受理
令和 4年 4月22日	第1回審議会（諮問の報告）
令和 4年 5月30日	第2回審議会（審議・意見陳述）
令和 4年 6月30日	第3回審議会（審議・理由説明）
令和 4年 8月 5日	第4回審議会（審議）
令和 4年 9月 9日	第5回審議会（審議）